公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

小田原区検察庁検察官

平成25年検第436・437号窃盗未遂被疑事件（平成25年領第86号）　1．自家用普通乗用自動車１台。2．エンジンキー１本

前橋地方検察庁検察官

平成24年検第1341号銀行法違反被告事件（平成24年領第538号）　1．現金1,990,000円

平成24年検第1342号銀行法違反被告事件（平成24年領第539号）　1．現金505,000円。2．郵便貯金総合通帳１通「受還付人カルド・ジョジョ・サカポン」

前橋地方検察庁太田支部検察官

平成25年検第100114号自動車運転過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成25年領第38号）　1．普通乗用自動車１台

静岡地方検察庁沼津支部検察官

平成18年検第1165・1166号詐欺被告事件（平成18年領第839号）　1．普通為替証書(額面21,600円)１通。2．普通為替証書（額面21,600円）１通。3．普通為替証書（額面21,600円）１通。4．普通為替証書（額面200,600円）１通。5．普通為替証書（額面21,400円）１通。6．普通為替証書（額面21,400円）１通。7．普通為替証書(額面21,400円)１通。8．普通為替証書（額面21,400円）１通。9．普通為替証書（額面21,400円）１通。10．普通為替証書（額面21,400円）１通。11．普通為替証書（額面21,600円）１通。12．普通為替証書（額面21,400円）１通。13．現金12,000円。14．現金12,000円。15．現金12,000円。16．現金12,000円。17．現金12,000円

大阪地方検察庁検察官

平成23年検第16991号覚せい剤取締法違反被告事件（平成23年領第7002号）　1．封筒19通。2．チャック付ポリ袋16袋。3．注射器35本。4．手提げカバン１個。5．メモ帳１冊。6．錠剤108錠。7．携帯電話２台。8．ポーチ１個。9．現金136,000円。10．ポリ袋片１片

平成25年検第144号覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反被疑事件（平成25年領第26号）　1．かばん２個。2．バッグ１個。3．覚せい剤７袋。4．錠剤１袋と２錠。5．ＭＤＭＡ錠剤10袋と２錠。6．チャック付ポリ袋４袋。7．コカイン２袋。8．大麻葉片３袋。9．チャック付ポリ袋入り３袋。10．ストロー片３片。11．毛抜き１個。12．爪切り１個。13．注射器15本。14．向精神薬錠剤580錠。15．携帯電話機１台。16．保険証のコピー１枚。17．現金200,000円。18．ハイウェイカード28枚。19．メガネ１個。20．商品券10枚。21．バックル１袋と１組。22．ネクタイピン１袋。23．電気ひげ剃り機１台。24．煙草17本

富山地方検察庁検察官

平成24年検第100892号窃盗、道路交通法違反被疑事件（平成24年領第196号）　1．ヘルメット１個

平成25年検第100136号窃盗被疑事件（平成25年領第22号）　1．携帯電話１台。2．靴２足

高知地方検察庁検察官

平成21年検第100284～100289号覚せい剤取締法違反被告事件（平成21年領第157号）　1．ＧＰＳ表示装置２台。2．携帯電話充電器７台。3．携帯電話取扱説明書２冊。4．プリペイドカード２枚。5．イヤホン１個。6．ＧＰＳ取扱説明書２冊。7．メモ帳２冊。8．無線機１台。9．携帯電話機２台。10．ノート２冊。11．ショルダーバッグ１個。12．紙片10枚。13．投光器２台。14．名刺５枚。15．衣類（ジャンパー、ズボン等）17着。16．伝票２束。17．救命胴衣１着。18．雨合羽２着。19．靴１足。20．簡易使用説明書１通。21．海図１枚。22．地図１枚。23．投光器ケーブル１本。24．軍手３双。25．クリアケース（ペットボトル、カッパ等在中）１個。26．ツールボックス(ドライバー等在中）１個。27．ビニールテープ１個。28．ペットボトル１本。29．外国通貨59,000香港ドル。30．漁船（珠香2543号）１隻。31．Ａ重油軽油混合物43,450リットルの換価代金869,000円。32．小型ボート１隻「以上受還付人杜建軍」

平成21年検第100275～100277号覚せい剤取締法違反被告事件（平成21年領第184号）　1．車のエンジンキー１本。2．普通乗用自動車（高知県室戸市室戸岬町1525番地１高知県漁業協同組合椎名支所南西約50メートル先椎名漁港内において、平成21年２月９日押収）１台

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月２日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年３月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セキスイハイム中部株式会社　八木　健次　愛知県名古屋市東区東桜１―13―３　国土交通大臣許可（般―23）第21749号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年２月22日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月２日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年３月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サン・シールド株式会社　米森　清晴　愛知県安城市桜井町城阿原28　国土交通大臣許可（特―21）第16090号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年１月31日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第５６９号

札幌市豊平区豊平６条10丁目２番４―101号
申立人　髙川　絵里
本籍北海道札幌市中央区大通西１丁目15番地、最後の住所札幌市清田区北野１条１丁目６番28号　緑愛園、死亡の場所北海道札幌市清田区、死亡年月日平成24年11月18日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日大正12年９月26日、職業無職
被相続人　亡　山村　キヨ
事務所札幌市中央区北５条西11丁目17番２号　札幌総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田友樹示
札幌家庭裁判所

平成２５年（家）第２０２号

栃木県佐野市若松町284番地26
申立人　関根　康弘
本籍栃木県佐野市船津川町1577番地３、最後の住所栃木県佐野市堀米町3354番地１、死亡の場所栃木県佐野市、死亡年月日平成24年11月22日、出生の場所栃木県佐野市、出生年月日昭和22年３月14日、職業無職
被相続人　亡　関根熊二郎
事務所栃木県宇都宮市西大寛１丁目５番13号　安田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安田　真道
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成２５年（家）第７２号

埼玉県春日部市谷原２―10―８
申立人　日商岩井第二春日部マンション管理組合
本籍埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８、最後の住所埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８第２春日部マンション707号、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日推定平成20年９月27日、出生の場所新潟県南蒲原郡井栗村、出生年月日昭和26年１月21日、職業不詳
被相続人　亡　河野　茂雄
事務所東京都港区六本木６丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー23階　ＴＭＩ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　正彦
さいたま家庭裁判所越谷支部